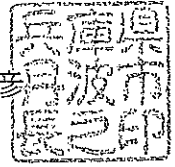


丹波市告示第181号

丹波市権利擁護支援センター（仮称）設立準備委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

丹波市長 林 時彦



丹波市権利擁護支援センター（仮称）設立準備委員会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、市内に居住する高齢、知的障がい及び精神障がいなどにより判断能力が十分でない者が、地域で安心して暮らせるように権利擁護に関する支援や成年後見制度の利用促進を行う丹波市権利擁護支援センター（仮称）（以下「センター」という。）の設立に関する具体的な準備を進めるため、丹波市権利擁護支援センター（仮称）設立準備委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）センターの業務内容に関すること。
- （2）センターの運営体制に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、委員会において特に必要があると認めること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）丹波市医師会に属する者
- （3）兵庫県弁護士会に属する者
- （4）兵庫県司法書士会に属する者
- （5）兵庫県社会福祉士会に属する者
- （6）丹波市社会福祉協議会に属する者
- （7）社会福祉関係団体に属する者
- （8）地域包括支援センターに属する者
- （9）障害者相談支援事業所に属する者
- （10）自治会長会代表
- （11）民生委員児童委員代表
- （12）行政機関に属する者
- （13）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務を終える日までの間とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱当時の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。  
(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会議を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部自立支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 この要綱の施行の日以後に開かれる最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(有効期限)

3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。